

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証の更新時期です

- 新しい保険証は7月に郵送しますので、8月1日以降、病院などにかかるときは新しい保険証を窓口で提示してください。
- 7月31日で期限の切れる保険証などは、8月1日以降に町民税務課または歌津総合支所へお返しください。
- 後期高齢者の被保険者証が8月1日からオレンジ色から緑色に変わります。

限度額認定証などの更新時期です

入院や手術などで医療機関を受診するときに、保険証に添えて窓口で提示すると支払い負担が限度額までになります。現在の認定証は7月31日までの有効期限となっています。必要な人は、8月以降に申請してください。

国保に加入するときやめるときは加入・脱退の届出を忘れずに

就職による国保からの脱退や退職などによる国保への加入の際は、異動があった日から**14日以内**に町民税務課または歌津総合支所に届出をしてください。この手続きは本人または家族が届出をしなければなりません。届出が遅れると保険証がないために医療費が全額自己負担になります。また、加入の資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めなければならないなど、トラブルが起こりやすくなりますので、手続きが必要な人は早めに窓口へお越しください。

国保に加入するとき

【手続きをするには】

国保を脱退するとき

資格喪失証明書
印鑑
マイナンバーおよび写真付き身分証明書

健康保険の保険証または資格取得証明書
印鑑
マイナンバーおよび写真付き身分証明書

町民税務課医療給付係 ☎46-1373

カルチャー in 戸倉公民館

ハンドメイド講座 受講生募集!

戸倉公民館では、裁縫やクラフトテープなどで小物を作る「ハンドメイド講座」を下記の日程で開講します。

現在、受講生を募集しており、初心者大歓迎です!

楽しくおしゃべりやお茶をしながら趣味を広げてみませんか? 見学や体験もOKです。

講座名	ハンドメイド講座(手芸)	定員	15名
受講日	第1・3木曜日 *初回は7月16日(木)です。	参加料	1作品につき材料代として300~500円程度かかります。
時間	午前10時~11時30分	持ち物	使い慣れたメガネ
会場	戸倉公民館 会議室1	申込方法	7月15日(水)までに戸倉公民館へお電話ください。
講師	高橋礼子		
内容	カルトナーージュ(きれいな布や紙を貼って箱などの雑貨をデコレーションする)やクラフトテープでかごを作ったり、ちりめん細工で大島椿のブローチや干支の飾り物を作ります。		

申込み・問合せ先 戸倉公民館 ☎46-9920



令和元年度情報公開・個人情報保護実施状況

町では、公正で開かれた町政の推進と個人の権利利益の保護に取り組んでいます。令和元年度における情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

情報公開条例に基づく情報開示の実施状況

- ・工事に関する文書 14件
- ・震災復興祈念公園の整備に関する文書 11件
- ・町と他団体との協議交渉に関する文書 9件
- ・土地区画整理事業に関する文書 7件
- ・入札などに関する文書 5件
- ・南三陸町震災復興計画に関する文書 2件
- ・南三陸町都市計画審議会に関する文書 2件
- ・ネイチャーセンターに関する文書 2件
- ・道路の整備や新規認定などに関する文書 1件
- ・防災に関する文書 1件
- ・土地交換に関する文書 1件
- ・志津川市街地土地活用意向調査に関する文書 1件
- ・旧松原公園にあったSLに関する文書 1件
- ・道の駅の整備に関する文書 1件
- ・学校給食センターに関する文書 1件
- ・生涯学習センターに関する文書 1件
- ・震災遺構に関する文書 1件
- ・地番が載っている図面の電磁的記録 1件
- ・スポーツ交流村指定管理に関する文書 1件
- ・東日本大震災対策特別委員会に関する文書 1件

実施機関	開示請求	全部開示	部分開示	文書を保有していない
町長	71件	37件	25件	9件
教育委員会	1件	1件	0件	0件
議会	1件	1件	0件	0件

※個人情報などを除いて開示している場合は部分開示となります。

個人情報保護条例に基づく個人情報の運用状況

個人情報の開示の実施状況

個人情報の開示の実施件数は、「町長」が1件となっています。

その他運用状況

個人情報の訂正請求および個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

総務課総務法令係 ☎46-1370

家屋を取り壊したら家屋滅失届出書を提出してください

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税されます。家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。

「家屋滅失届出書」は役場町民税務課または歌津総合支所の窓口にあります。町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

町民税務課資産税係 ☎46-1372



交通事故事故ゼロ 6年間達成!

南三陸町では、交通事故事故ゼロの期間が6年間となり、このたび、宮城県知事から「褒状」が授与されました。

これもひとえに、皆さんの継続した交通安全活動の成果であり、引き続き、町民総ぐるみで「交通安全」に心がけましょう。

